

## 東三河広域連合公告第 29 号

### 公告

一般競争入札（入札後資格確認型一般競争入札）を下記のとおり行う。

令和 8 年 4 月 2 日

東三河広域連合長 長坂 尚登

#### 記

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 業務名

令和 8 年度東三河広域連合介護職員人材育成研修実施業務

##### (2) 業務内容

別紙「令和 8 年度東三河広域連合介護職員人材育成研修実施業務委託仕様書」のとおり

##### (3) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日まで

##### (4) 業務場所

東三河広域連合の指定する場所

#### 2 入札参加資格

一般競争入札参加資格は、入札書提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて入札参加資格を有し、業務種目の大分類：役務の提供等、中分類：その他の業務委託等、小分類：研修が希望順位 1 位で登録されていること。
- (3) 構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止（入札参加停止）の措置を受けていないこと。
- (4) 本入札の公告の日から落札決定の日の期間において、東三河広域連合又は構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止（入札参加停止）の期間がないこと。
- (5) 本入札の公告の日から落札決定の日の期間において「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 5 月 1 日付け締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされ

ていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 官公庁（国、地方公共団体、独立行政法人、公社又は事業団等）又は民間法人から、介護職員の資質向上を目的とした研修の実施業務を受託し、実施した実績があること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東三河広域連合福祉事業部介護保険課地域包括ケアグループ

〒440-0806 愛知県豊橋市八町通二丁目 16 番地（豊橋市職員会館 5 階）

電話：0532-26-8473

ファックス：0532-26-8475

電子メールアドレス：kaigohoken【at】union.higashimikawa.lg.jp

※送信する場合は、「【at】」を「@」に置き換えること。

- (2) 開札日時

令和 8 年 4 月 10 日（金曜日） 午前 10 時から

- (3) 開札場所

豊橋市職員会館 2 階 会議スペース

- (4) 入札書の提出期限

令和 8 年 4 月 9 日（木曜日） 午後 5 時必着

- (5) 入札書の提出先

(1) の担当部局と同じ

- (6) 入札書の提出方法

入札書（様式 1）を入札書用封筒に厳封の上、郵送又は持参にて提出すること。

※入札書用封筒の作成方法は、添付の参考のとおりとすること。

※事前提出による入札書の日付は、入札書の提出期限以前の日付とすること。

※郵便の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は、書留郵便に準ずるものとする。

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同法同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供するもの）

- (7) 入札保証金

免除する。

- (8) 契約保証金

免除する。

(9) 最低制限価格

無

(10) 質疑書の提出期限及び方法

令和8年4月3日（金曜日） 正午必着

（1）の担当部局宛て電子メールにて入札質疑書（様式2）を提出すること。

(11) 回答日及び方法

令和8年4月6日（月曜日） 東三河広域連合ホームページにて質問回答を公開する。

(12) 入札の無効

東三河広域連合契約規則（平成27年東三河広域連合規則第14号）第47条に該当する入札は無効とする。

(13) 入札参加資格の確認及び理由書の通知

入札参加資格は、入札後確認型で行う。

入札参加資格の確認の結果、資格がないと認められた場合には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、該当理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

(14) 入札の回数

入札の回数は初度分を含めて3回までとする。

(15) 再度入札

再度入札となった場合は、改めて提出期限を示すものとする。

(16) 契約書作成の要否

要する。

#### 4 その他

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札候補者の決定方法は、東三河広域連合契約規則第43条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は落札候補決定日の翌日から起算して2日以内（休日の場合は翌開庁日）の午後5時までに以下の書類を提出すること。

本公告2（7）に規定する入札参加資格要件を確認できるもの（契約書及び業務完了報告書

の写し等)

- (4) 落札候補者について、(3)の提出書類により入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。確認の結果、不適格者の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、以降これを繰り返すものとする。
- (5) 電子メール等の通信事故について、東三河広域連合は一切の責めを負わないものとする。
- (6) 東三河広域連合に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと東三河広域連合契約審査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
- (7) 本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、東三河広域連合契約規則に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。
- (8) 暴力団排除について、落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合東三河広域連合は一切の損害賠償の責めを負わない。また、契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止（入札参加停止）措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位について、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。